

特定漁港漁場整備事業計画の廃止に係る公表事項

1 届出の区分

区 分	区 域 名
一部廃止	かたがい 片貝

2 廃止の理由

当漁港は、九十九里浜のほぼ中央の二級河川作田川河口に位置し、九十九里浜の沖合は、イワシ、サバ、アジ等の豊富な漁場であり、当漁港ではこれらの漁場でのまき網漁業が中心で、江戸時代から「九十九里のイワシ」として名高く、町の主要な産業として栄えてきた。

第4種漁港である片貝漁港は、九十九里地区圏域における水産物の流通拠点漁港として位置付けられ、属地陸揚量はR3港勢調査によると7,375トンであった。過去10年の陸揚量は7,000～20,000トン程度で推移しており、イワシの陸揚量が9割程度を占めることから、イワシの漁獲量に大きく影響を受けている現状である。

片貝漁港は、古くからイワシ漁を中心とした地引網や沿岸漁業がおこなわれてきたが、漁港施設がほとんど無く、出漁及び水揚げには多大な労力と時間を必要とする状況であったことから、地元の強い要望により昭和28年に第2種漁港に指定され、漁港整備は昭和34年から工事に着手した。

さらに、昭和35年度から第2次漁港整備事業（S35～37年）により漁港修築事業に着手、第3次漁港整備計画（S38～43年）から本格的な漁港施設整備が進められ、地域の基幹産業である漁業、水産加工業を支えるとともに、流通拠点漁港として地域の発展を支えている。加えて、昭和37年には、第4種漁港に指定され、当該地区の拠点漁港としてだけでなく、避難港としても重要な役割を果たしている。

本計画は平成14年から開始された特定漁港漁場整備事業計画であり、外郭施設の整備、航路泊地の浚渫、老朽化施設の補修や道路等の施設整備により、安全で快適な漁業地域の形成を目的として、整備を進めてきたところである。

この内、以下に示す諸施設についてこれを廃止する。

（1）漂砂対策の見直し

本計画では、港内へ進入する土砂を制御するため南防砂堤を延伸整備し、堆砂の原因となる浮遊砂を外港側へ輸送するために浮遊砂量の少ない海水を外海から導入する海水導入工と砂の運搬を担う港口側周辺で発生する渦を分割縮小させるためにT型突堤の整備を計画したところである。

加えて、南防砂堤による港内への漂砂進入を制御する対策と合わせ、航路・泊地の水深を計画的に維持するため-4.5m航路サンドポケット及び-4.0m航路サンドポケットの整備を計画したところである。

しかし、近年、波向きの変化等により漂砂の動向が変化し、以前にも増して港内への堆砂量が増大しており、出漁の見合わせや座礁の危険性から慎重な航行を強いられていることから、より効率的な漂砂対策について見直しが必要となったことから、当該施設を廃止する。

・廃止施設

南防砂堤、T型突堤、北防波堤（海水導入工）（改良）

- 4.5m 航路サンドポケット、- 4.0m 航路サンドポケット

（2）岸壁利用計画の見直し

陸揚用の-4.0m 岸壁は、盛漁期の混雑で陸揚待ちが発生する状況であることから、待ち時間を解消して作業の効率化と鮮度保持に資するための-4.0m 岸壁を計画したところである。

しかし、近年、新たな利用希望の漁船等が確認されており利用状況が変化している。このことから、より効率的な岸壁利用計画について見直しが必要となり、当該施設を廃止する。

・廃止施設

-4.0m 岸壁

（3）浚渫事業の見直し

- 2.0m 泊地は、沿岸漂砂や河川からの流下土砂で計画水深が確保されていない状況であることから、補修浚渫を計画していた。

しかし、海岸保全施設整備事業による津波対策で、- 2.0m 泊地を作田川左岸側に移転する方針となり、浚渫事業の見直しが必要となったことから、当該施設を廃止する。

・廃止施設

- 2.0m 泊地浚渫（補修）

（4）輸送施設の見直し

水産物輸送の効率化等のため、道路B、道路Cの整備を計画していた。

しかし、本事業において道路Aの整備が完了し、供用を開始したところ、十分な輸送機能が確保され、輸送時間の短縮が確認されたことから、当該施設を廃止する。

・廃止施設

道路B、道路C

（5）漁港施設用地（浚渫）に関わる見直し

活魚の出荷調整による魚価の付加価値化によって漁業者の安定経営を図る目的で、出荷調整のための一時蓄養に必要な生簀を設置可能とする漁港施設用地（浚渫）の整備を計画していた。

しかし、蓄養対象としていたイワシ等は加工や飼料原料としての需要が多く安定しており、近年の漁獲量の推移を考慮すると、安定した出荷先への供給を優先する方が漁業経営の安定化に資するものと考えられることから、当該施設を廃止する。

・廃止施設

漁港施設用地（浚渫）その1

(6) 老朽化対策施設の見直し

当港では、施設の老朽化により、漁業活動に支障をきたしていることから、老朽化した防砂堤や漁港施設用地（護岸）の補修により、安全性の改善を図る整備を計画してきたところである。

しかし、海岸保全施設整備事業により、-2.0m泊地が移転することとなり、防砂堤の一部範囲については、泊地の移転先調整に伴い着手ができない状態であったため、当該範囲については本事業での整備は廃止し、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で実施することとする。加えて、漁港施設用地（護岸）（補修）については、河川護岸の老朽化対策により当面の対策は不要となったことから、漁港施設用地（護岸）（補修）は廃止する。

・廃止施設

防砂堤（補修）

漁港施設用地（護岸）（補修）

(7) 浸水防止対策施設の見直し

作田川に面する護岸では、高潮や河川の増水時に背後の臨港道路等への浸水被害が発生していたことから、漁港施設用地（護岸）の改良により浸水防止を図る整備を計画してきた。

しかし、海岸保全施設事業により進められている津波対策の防潮堤の防護法線が重複する区間については、護岸と防潮堤施設との取り合いを考慮することが望ましいため着手できない状態であったため、当該事業については本事業での整備は廃止し、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で実施することとする。

・廃止施設

漁港施設用地（護岸）（改良）

3 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

(漁港施設)

(単位：百万円)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体	漁港管理者名			
千葉県	片貝漁港	第4種	本土	千葉県	千葉県			
計画施設	計画工事種目	計画数量			事業実施済み数量			届出の対象 (廃止施設)
		単位	計画数量	計画事業費	単位	事業実施済み数量	事業実施済み事業費	
外郭施設	南防砂堤	m	566	3,587	m	312	3,197	○
	防砂堤(補修)	m	450	135	m	168	274	○
	T型突堤	m	45	190	m	0	0	○
	北防波堤(海水導入工)(改良)	式	1	210	式	0	0	○
係留施設	-4.0m岸壁	m	100	200	m	0	0	○
	-4.0m岸壁(補修)	m	300	229	m	300	229	—
	船揚場(補修)	m	30	37	m	18	37	—
水域施設	-4.5m航路浚渫(補修)	m ²	9,800	113	m ²	9,800	113	—
	-4.5m航路サンドポケット	m ²	9,800	87	m ²	0	15	○
	-4.0m航路浚渫(補修)	m ²	44,800	335	m ²	39,582	335	—
	-4.0m航路サンドポケット	m ²	31,300	84	m ²	12,700	49	○
	-2.0m航路浚渫(補修)	m ²	36,800	143	m ²	36,800	143	—
	-2.0m航路浚渫(補修)(追加)	m ²	36,800	60	m ²	36,800	60	—
	-4.0m泊地浚渫(補修)	m ²	55,700	282	m ²	57,568	282	—
	-2.0m泊地浚渫(補修)	m ²	19,500	30	m ²	0	0	○
輸送施設	道路A	m	137	28	m	137	23	—
	道路B	m	281	45	m	0	0	○
	道路C	m	286	57	m	0	0	○
用地	漁港施設用地(護岸)(補修)	m	100	40	m	0	0	○
	漁港施設用地(護岸)(改良)	m	215	28	m	103	13	○
	漁港施設用地(買収)	m ²	391	5	m ²	391	5	—
	漁港施設用地(浚渫)その1	m ²	6,600	36	m ²	0	0	○

(関連事業による施設整備の進捗状況)

施設名	施設規模・内容	本事業との関連性	備考
品質高度化促進施設	一棟 (冷蔵庫：1000トン×2基、 冷凍庫：30トン/日×2基)	本事業により、南防砂堤等の整備、臨港道路、岸壁の整備及び航路・泊地の浚渫により、これらの水深が確保され、潮待ち解消による陸揚時間の短縮や、陸揚後の冷凍冷蔵施設と一体で、水産物の鮮度維持が図られる。	整備年次： H11～12年

4 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済み箇所の機能の発揮の様子	備 考
<p>(漁港の施設)</p> <p>－4.0m 岸壁 (補修) 船揚場 (補修) 岸壁、船揚場の補修により、施設の安全性が向上し、漁業活動の安全性が確保された。</p> <p>－4.5m 航路浚渫 (補修) －4.0m 航路浚渫 (補修) －2.0m 航路浚渫 (補修) －2.0m 航路浚渫 (補修) (追加) －4.0m 泊地浚渫 (補修) 航路・泊地の浚渫により、利用漁船の航行上の所要水深が確保され、漁船の操船及び係留時の安全性が確保された。</p> <p>道路 A 道路整備により、水産物の円滑な輸送体制が構築され、輸送時間の短縮が図られた。</p> <p>漁港施設用地 (買収) 漁港施設用地 (護岸) (改良) の整備により、背後の臨港道路への浸水被害を防ぐことができ、漁業活動の安全性が確保できた。加えて、漁港施設用地 (買収) により、道路 A の整備を実施することができ、水産物の円滑な輸送体制が構築され、輸送時間の短縮が図られた。</p>	<p>係留施設 (安全性確保)</p> <p>水域施設 (漂砂対策)</p> <p>輸送施設 (輸送体制確保)</p> <p>用地 (浸水対策、輸送体制確保)</p>

5 廃止したことによる影響に関する事項

影 響 の 内 容	備 考
<p>(1) 漂砂対策の見直し 別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で対策を講じることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 南防砂堤、T型突堤、北防波堤 (海水導入工) (改良) - 4.5m 航路サンドポケット、- 4.0m 航路サンドポケット</p> <p>(2) 岸壁利用計画の見直し 次期特定計画で対策を講じることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p>	<p>漂砂対策方針については、漁協と協議済み</p> <p>陸揚岸壁の利用方法に関して漁協と協議済み</p>

<p>・廃止施設 -4.0m 岸壁</p> <p>(3) 浚渫事業の見直し 別途策定する特定漁港漁場整備事業計画及び他事業で対策を講じることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 - 2.0m 泊地浚渫（補修）</p> <p>(4) 輸送施設の見直し 本計画において道路Aの整備が完了し、供用を開始したところ、十分な輸送機能が確保され、輸送時間の短縮が確認されたことから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 道路B、道路C</p> <p>(5) 漁港施設用地（浚渫）に関わる見直し 現状の出荷先での加工や餌料原料として需要が安定的で、その需要に応じることが優先されていることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 漁港施設用地（浚渫）その1</p> <p>(6) 老朽化対策施設の見直し 別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で対策を講じる施設及び他事業で対策が講じられた施設であることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 防砂堤（補修） 漁港施設用地（護岸）（補修）</p> <p>(7) 浸水防止対策施設の見直し 別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で対策を講じることから、本計画を廃止したことによる影響はない。</p> <p>・廃止施設 漁港施設用地（護岸）（改良）</p>	<p>-2.0m 泊地移転計画は漁協との協議により決定</p> <p>利用実態について漁協に確認済み</p> <p>出荷状況について漁協に確認済み</p>
---	---

6 今後の課題と対応に関する事項

当地区は漂砂が課題であり、近年、波向きの変化等により漂砂の動向が変化し、以前にも増して港内への堆砂量が増えている。そのため、現状の維持浚渫だけでは慢性的に水深が不足し、出漁の見合わせや座礁の危険性から慎重な航行を強いられており、抜本的な漂砂対策が必要となっている。

また、現在の-2.0m物揚場に関し、築造時に縦付け係留として整備したが、現在では、大型の漁具を使用するハマグリ漁にて、漁具の積み降ろし等を考慮し、横付け係留で利用している。加えて、漁船の大型化が進んだことから、係留施設の不足、多層係留が生じており、漁船の乗降や漁具の積み降ろし時に海中への転落事故等が発生しており、早急な改善が必要である。

さらに、当地区は、冷凍施設や加工施設等、イワシの陸揚げ後の受け入れ施設が充実していることから、他漁港より高い魚価で取引されており、九十九里沖合で操業している大中型まき網漁船等は、本漁港での陸揚げを望む声が多くある。しかし、-4.0m岸壁の延長不足により、やむを得ず、低い魚価で取引されている他漁港へ陸揚げしている状況である。近年、安定した漁獲量の見込まれるイワシを本漁港で受け入れるため、-4.0m岸壁及び-4.0m泊地の整備が必要である。

今後は、これらの課題に対応すべく、令和6年度に策定される当地区の新たな特定漁港漁場整備事業計画において、漁業活動の効率化及び安全性の向上、漁船の受け入れ体制の強化を図るため、外郭施設、水域施設、係留施設等の整備を行うこととしている。

航空写真

都道府県名

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

漁港名

片貝漁港

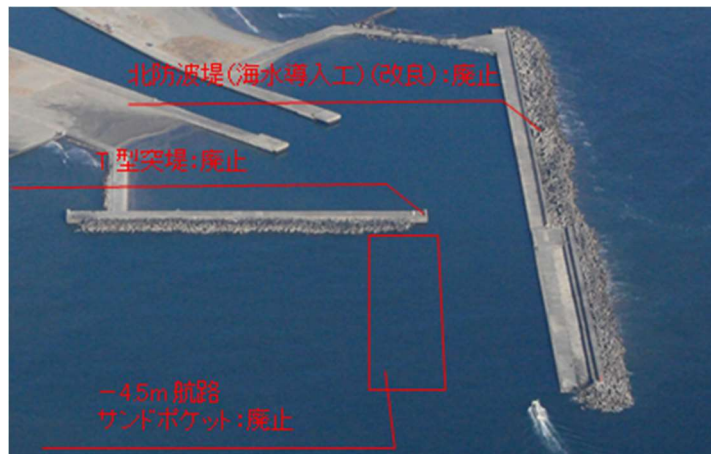


片貝漁港航空写真 平成 27 年 1 月撮影

片貝地区

① 現況写真

(1) 漂砂対策の見直し



近年、波向きの変化等により漂砂の動向が変化し、以前にも増して港内への堆砂量が増大しており、出漁の見合わせや座礁の危険性から慎重な航行を強いられていることから、より効率的な漂砂対策について見直しが必要となったことから、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で対応することとし、当該施設を廃止する。

写 真

都道府県名

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

漁港名

片貝漁港

片貝地区

② 現況写真

(2) 岸壁利用計画の見直し



近年、新たな利用希望の漁船等が確認されており、利用状況が変化していることから、より効率的な岸壁利用計画について見直しが必要となったことから、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で対応することとし、当該施設を廃止する。

写 真

都道府県名

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

漁港名

片貝漁港

片貝地区

③ 現況写真

(3) 浚渫事業の見直し



海岸保全施設整備事業での津波対策で、-2.0m泊地を作田川左岸側に移転する方針となり、浚渫事業に見直しが必要となったことから、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画及び他事業で対応することとし、当該施設を廃止する。

写 真

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

漁港名

片貝漁港

片貝地区

④ 現況写真

(4) 輸送施設の見直し



決定した-2.0m 泊地移転計画を踏まえた漁港全体の利用方法を見直して整備を計画することが必要となったことから、当該施設を廃止する。

写 真

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

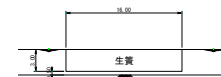
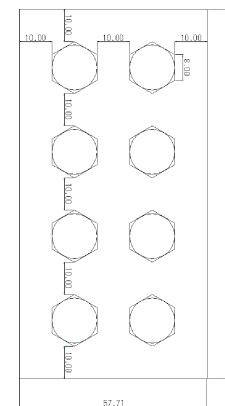
漁港名

片貝漁港

片貝地区

⑤ 現況写真

(5) 漁港施設用地（浚渫）その1に関わる見直し



蓄養対象としていたイワシ等は加工や飼料原料としての需要が多く安定しており、近年の漁獲量の推移を考慮すると、安定した出荷先への供給を優先する方が漁業経営の安定化に資するものと考えられることから、当該施設を廃止する。

写 真

千葉県

事業名

水産流通

地区名

片貝地区

漁港名

片貝漁港

片貝地区

⑥ 現況写真

(6) 老朽化対策施設の見直し



海岸保全施設事業により、-2.0m泊地が移転することとなり、防砂堤の一部範囲については、泊地の移転先調整に伴い着手ができない状態であったため、当該範囲については本事業での整備は廃止し、次期特定漁港漁場整備事業計画で実施することとする。加えて、漁港施設用地（護岸）については、津波対策として防潮堤整備との関連から現状では未着手となっていることから、当該施設については本事業での整備は廃止し、他事業で実施することとする。

片貝地区

⑦ 現況写真

(7) 浸水防止対策施設の見直し



作田川に面する護岸では、高潮や河川の増水時に背後の臨港道路等への浸水被害が発生していたことから、漁港施設用地（護岸）の改良により浸水防止を図る整備を計画してきた。

しかし、海岸保全施設事業計画により進められている津波対策の防潮堤の防護法線が重複する区間については、護岸と防潮堤施設との取り合いを考慮することが望ましいため着手できない状態であったため、当該事業については本事業での整備は廃止し、別途策定する特定漁港漁場整備事業計画で実施することとする。